

刈谷市ちょこっとささえあいセンター業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

刈谷市ちょこっとささえあいセンター業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

※この事業は、令和6年度当初予算が成立することを条件とするものです。

1 目的

本プロポーザルは、刈谷市（以下「市」という。）が受託者に委託する刈谷市ちょこっとささえあいセンター業務委託（以下「本業務」という。）について、事業者を選定するため、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行う。

2 業務概要

(1) 業務名

刈谷市ちょこっとささえあいセンター業務委託

(2) 業務場所

市民交流センター1階市民ボランティア活動センター内の約15㎡スペース
(看板、カウンターテーブル、キャビネット、事務用椅子3脚・来客用椅子3脚、インターネット配線工事、コンセント工事については、市が令和6年6月末までに整備)

(3) 業務内容

別添「刈谷市ちょこっとささえあいセンター業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 提案限度額

7,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

(1) プロポーザルの参加資格を有する者は、次の要件を全て満たした法人であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 刈谷市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ 刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）第4条第1項に規定する排除措置を受けていないこと。

エ 参加表明書提出期限の日において、刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）第3条の規定に基づく資格停止期間中の者でないこと。

オ 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立又は通告がなされてい

る者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされている者でないこと。

ケ 愛知県内において、介護、福祉、医療、健康増進、生活支援、市民活動のいずれかの分野において過去5年間（平成30年度から令和4年度）に事業を実施した実績があり、かつ当該事業において年間で50万円以上の売上がある法人であること。

(2) 前項イの規定による場合において、刈谷市入札参加資格者名簿に登載されていない者は、発行日から3か月以内の次の書類を提出することにより、刈谷市入札参加資格者名簿の登載と同等の資格を有すると認められる者であること。

ア 履歴事項全部証明書

イ 納税証明書（国税）

法人税、消費税及び地方消費税の直近の納税証明書（その3の3）

ウ 納税証明書（愛知県税）

法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割の直近の納税証明書（未納の税額がないこと用）又は愛知県税に納税義務のないときは、愛知県税の納税義務がないことの申出書

エ 納税証明書（市税）

市内に本店又は営業所を有する場合、納税義務を有する全ての市税についての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル実施要領の公表	令和6年2月14日（水）
参加表明書の提出期限	令和6年2月26日（月）午後5時
質問の提出期限	令和6年2月29日（木）午後5時
質問への回答期限	令和6年3月4日（月）
企画提案書提出期限	令和6年3月8日（金）午後5時
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年3月14日（木）
審査結果の通知	令和6年4月上旬
契約締結	令和6年4月中旬

5 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和6年2月26日(月)午後5時

(2) 提出場所

刈谷市役所福祉健康部長寿課

(3) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 企業概要書(様式2)

ウ 業務実績表(様式3)

記載した実績を証明できる資料(契約書等の写し)を添付すること

(4) 提出方法

長寿課(choujyu@city.kariya.lg.jp)宛てに電子メールで提出すること。その際、件名を「プロポーザル参加表明書(事業者名)」とすること。また、参加表明書の提出後、事務局に電話で受信確認をすること。

6 質問の受付

(1) 提出期限

令和6年2月29日(木)午後5時

(2) 提出場所

刈谷市役所福祉健康部長寿課

(3) 提出書類

質問書(様式4)

(4) 提出方法

長寿課宛てに電子メールで提出すること。その際、件名を「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。また、参加表明書の提出後、事務局に電話で受信確認をすること。

7 質問への回答

(1) 回答期限

令和6年3月4日(月)

(2) 回答方法

参加表明書を提出した全ての事業者へ電子メールで回答する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年3月8日(金)午後5時

(2) 提出場所

刈谷市役所福祉健康部長寿課

(3) 提出書類

次に掲げる書類について、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。A4判以外の書類については、A4サイズに折り込むこと。

ア 企画提案書提出届(様式5)

イ 企画提案書(任意様式)

記載内容は、「8 企画提案書の内容」を参照すること。

用紙はA4判とし、15枚以内(両面印刷可)に記載すること。原則として使用する文字の大きさは10ポイント以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

ウ 実施体制表(様式6)

本業務の業務分担者や管理体制等について記載すること。

エ 見積書(様式7)及び見積明細書(様式7-1)

見積金額は本業務に必要なすべての経費を含むこと。

内訳明細書は必要に応じて加除し、添付すること。

(4) 提出部数

正本1部、プレゼンテーション審査用7部

(5) 提出方法

事務局に直接持参又は郵送(提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定郵便記録に限る。)により提出すること。受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

9 企画提案書の内容

仕様書と次の内容を踏まえ、企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 企業の業務実績

(2) 利用者、サポーターに関する提案

ア 現状把握

刈谷市の高齢者の現状を分析し、その結果から導き出される課題に対して、自社の強みを生かせる事について提示すること。

イ サポーターの獲得

サポーターの候補は18歳以上全ての者です。幅広い世代や多様な者に対し、支え合い事業にどのように興味を持っていただくか、対象者や場所、PR方法等について提示すること。

ウ サポーターの交流

ささえあい事業を普及させていくことを目的に、事業に参加するサポーター同士の情報交換や共有する機会の創出について提示すること。

エ 利用者の獲得

高齢者だけでなく、高齢者の生活を支える方々からも申し込みが想定されるため、事業を広く周知する必要がある、その周知方法について提示すること。

10 企画提案プレゼンテーション

(1) 開催日

令和6年3月14日(木)

(2) 説明時間等

各提案者の説明時間は20分とし、説明者を含む3名とすること。質疑応答時間については10分とし、計30分とする。

その他詳細(会場、開催時間等)に関しては、各提案者に別途通知する。

(3) 会場設備

プロジェクター、スクリーン、HDMI接続コード

(4) 説明資料

説明時にプロジェクターで投影する資料は、プレゼンテーション用にパワーポイント等任意の形式で作成することを可とする。ただし、内容については、企画提案書に記載された内容に逸脱しないものとする。

(5) その他

ア プレゼンテーションに使用するパソコン(HDMI端子の接続が可能なものに限る。)及びデータは提案者が持参すること。

イ プレゼンテーションは非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。

11 提案の審査及び契約候補者の決定

(1) 提出された企画提案は、審査委員会(以下「委員会」という。)で選定を行う。

委員会は、提出書類及びプレゼンテーションの結果を基に各提案に順位付けをする。

(2) 委員会の委員(以下「委員」という。)は順位決定のため、別紙「刈谷市ちょこっとささえあいセンター業務委託に係るプロポーザル 評価基準等」に基づき各提案者の評価点を算出する。各委員の採点の集計により各提案者の合計点をそれぞれ算出し、最も点数の高かった者を契約候補者として決定する。

(3) 合計点が最も高く、かつ、同点となった場合には、提案価格がより低い者を契約候補者として決定する。

(4) 提案者が1者の場合でも、最低基準点(6割)に達しない場合は契約の相手方として決定しない。

1 2 審査結果の通知及び公表

(1) 通知日

令和6年4月上旬

(2) 通知方法

各提案者に電子メールで通知する。

(3) 審査結果の公表

契約候補者の事業者名及び所在地については、審査結果通知後に刈谷市ホームページで公開する。

1 3 契約に関する事項

(1) 詳細協議

契約候補者と契約締結に向けた協議を行う。協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受託者は履行の義務を負うものとする。なお、協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点の者を繰り上げて契約候補者とし、その者と同様に協議を行うものとする。

(2) 契約の締結

契約内容及び契約金額について市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、契約を締結する。

1 4 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書に記載された金額が提案限度額を超えている場合

(2) 契約内容及び契約金額の協議に応じなかった場合

(3) この要領に定める手続き以外の手法により、委員又は関係者に対して援助を直接又は間接に求めた場合

(4) 提案に際して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をした場合

(5) 「3 参加資格要件」に定める資格を失った場合

- (6) 契約候補者の都合により、契約内容について提案内容から著しい変更が必要となった場合
- (7) その他不正な行為があった場合

1.5 留意事項

(1) 費用負担

プロポーザル参加に関する一切の費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

原則として提出書類は返却しない。

また、市は本業務以外の目的で提出書類を使用しない。ただし、本業務に係る情報公開請求があった場合は、刈谷市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定に基づき、提出書類を公開することができるものとする。

(3) 特許権等の使用

企画提案において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。ただし、市が特別に定めた場合はこの限りでない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出された書類等は差し替え及び再提出することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りではない。

1.6 その他

- (1) 市は契約候補者選定後、契約内容について契約候補者の提案に拘束を受けないものとする。
- (2) 参加表明書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (3) 災害等の影響又はその他の事由により、日程及び内容について変更が生じる場合には、参加表明書を提出した事業者に対して、電子メールで通知する。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

1.7 契約担当部局

〒448-8501

刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所 福祉健康部長寿課 介護予防推進係

電話 0566-62-1063（直通）

FAX 0566-24-2466

e-mail choujyu@city.kariya.lg.jp